

兵庫県公報

平成23年11月30日 水曜日 第5号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

病院局管理規程

- 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程 1

病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成23年11月30日

兵庫県病院事業管理者 前田 盛

兵庫県病院局管理規程第16号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第40条第5項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「育児休業をした期間」の右に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である場合を除く。）、職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例（平成4年兵庫県条例第6号）第3条の規定により自己啓発等休業をした期間、勤務時間規程第27条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間及び勤務時間規程第27条の5第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間」を加え、同項第4号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間を除算する。

第40条第5項に次の1号を加える。

(6) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年兵庫県条例第45号）第11条第1号に規定する退職派遣者であった期間については、第1号の在職期間とみなす。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。